

○武蔵野美術大学外国短期留学等経費補助規則

(目的)

第1条 この規則は、武蔵野美術大学の学生の外国短期留学等を奨励するため、留学等にかかる経費の一部を補助し、経済的支援を図ることを目的とする。

(対象学生)

第2条 外国短期留学等経費補助(以下「経費補助」という。)の対象となる学生は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 武蔵野美術大学外国短期留学に関する規則第4条に基づき短期留学の許可を得た者で同規則第6条に基づき修得単位の認定を受けたもの
- (2) 国際交流プロジェクトに参加した者で単位を修得したもの

2 経費補助を受けた者は、同一年度に再度対象者となることはできない。

(経費補助額)

第3条 経費補助の額は、1人当たり、交通費及び宿泊費の合計額の3割を上限とし、10万円を超えないものとする。

(経費補助の期限)

第4条 経費補助は、平成26年度から10年度間とし、平成35年度をもつて終了する。

(申請手続)

第5条 経費補助を希望する学生は、帰国の日から1カ月以内に、別に定める手続により必要な書類を学長に提出しなければならない。

(審査)

第6条 経費補助に関する審査は、国際交流委員会において行い、その結果に基づき学長が決定する。

(経費補助の取り消し)

第7条 経費補助を受けた者が次の各号の一に該当した場合は、経費補助を取り消すことがある。

- (1) 法令及び武蔵野美術大学学則その他諸規則に違背した場合

- (2) 申請書類等に虚偽の記載があつた場合
- (3) その他助成対象者として適当でないと認められた場合

(事務所管)

第8条 経費補助に関する事務は、国際チームの所管とする。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、各学部教授会の議を経て学長が定め、理事会が決定する。

附 則

(略)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。